

区分・種別	県指定有形文化財（彫刻）		
名 称	もくぞうきっしょうてんりゅうぞう 木造吉祥天立像 1 躯		
所 在 地	大洲市手成		
所 有 者	金竜寺	管 理 団 体	
指定年月日	昭和40年4月2日		
解 説	この立像は、木造兜跋毘沙門天立像とともに大洲市手成の金竜寺にあった。 像高は160センチメートル、ヒノキ材、一木造で、両袖先までを共木でつくり内割りを施さず、両肩前に太い垂髪を垂らしているが、両手は欠失している。面相や衣文の刀法は温雅でよく調和を保ち、像容も整っており、古風であるが、製作は11世紀に入ったころとみられる。地方作風の顕著な作例である。 現在、像は金竜寺に近接する集会所内に愛媛県指定有形文化財「木造兜跋毘沙門天立像」とともに安置されている。		

